

## マイナンバー制度のスケジュールと概要

### 平成27年10月～12月

年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続等で、申請書等にマイナンバーの記載が義務付けられるようになります。

マイナンバー通知カード（個人番号通知カード）が、国籍、年齢に関係なく住民票を持つ方一人ひとりに、市区町村より簡易書留で送付されます。

マイナンバー通知カードは、紙製のカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、裏面にマイナンバーが記載されています。

また、他人のマイナンバーを利用した成りすましを防止するために厳正な本人確認の仕組みが取り入れられ、違反した場合には処罰される可能性があります。

注意；マイナンバー通知カードが確実に受け取れるように、住民票の確認、住所変更等をしておく必要があります。

### 平成28年1月から

マイナンバー通知カードとともに送付される申請書を利用して、顔写真が記載されるマイナンバーカード（個人番号カード）の交付を受けることができます。

ただし、マイナンバーカードを取得するかどうかは本人の自由です。

マイナンバーカードの有効期限は、20歳以上の方は10年、20歳未満の方は容姿の変化を考慮し5年です。

所得税関連の各種手続にマイナンバーを記載することになります。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 給与所得・退職所得の源泉徴収票
- ③ 報酬、料金、契約金、及び賞金の支払調書
- ④ その他多数

雇用保険関連の各種手続にマイナンバーを記載することになります。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届
- ③ 育児休業給付金等各種給付金申請書
- ④ その他多数

会社は次の方法により、本人確認の上、従業員・扶養家族のマイナンバーの提供を受けます。

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）であれば、顔写真が記載されているので単体で本人確認ができます。
- ② マイナンバー通知カード（個人番号通知カード）であれば、顔写真が記載されていないため運転免許証、パスポート、在留カード等を提示することにより本人確認をします。
- ③ 上記カードがなければ、マイナンバーの記載された住民票の写しと運転免許証パスポート等で本人確認をします。
- ④ ただし、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかなきは、本人確認のための書類の提示は不要です。
- ⑤ 扶養家族の本人確認は、従業員の責任で行い、会社に扶養家族のマイナンバーを提供します。

⑥ ただし、国民年金の第3号被保険者の届出は、従業員の配偶者（第3号被保険者）が事業主に対して届出を行うため、会社が当該配偶者の本人確認を行います。

⑦ ただし、通常は従業員が配偶者に代わって会社に届出をすることから、従業員が配偶者の代理人としてマイナンバーを提供することとなり、会社は代理人からマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認をします。なお、配偶者からマイナンバーの提供を受けて本人確認を行う事務を事業者が従業員に委託することも可能です。

注意；マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野に限り使用できることになっているため、税務署への申告、年金事務所、健康保険、雇用保険への各種届出書、各種給付金申請書等に限り使用する旨従業員に周知させなければなりません。周知させていないことに、従業員のマイナンバーを使えません。

原則として、マイナンバーの提供を受ける都度、会社は本人確認を行います。例えば、従業員からマイナンバーを記載した扶養控除等申告書を毎年提出してもらう場合、本人確認も毎回行ないます。ただし、2回目以降の番号確認は、個人番号カードや通知カードなどの提示を受けることが困難であれば、事業者が初回に本人確認を行って取得したマイナンバーの記録と照合する方法でも構いません。

税や社会保障の関係書類へのマイナンバー（個人番号）の記載にあたり、従業員等がマイナンバーの提供を拒んだ場合、社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めるようにします。

それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従うことになっています。

### 平成29年1月から

健康保険・厚生年金保険の各種申請書、各種給付金請求書等にマイナンバーを記載することになります。

- ① 健康保険・厚生年金保険資格取得届、資格喪失届
- ② 健康保険被扶養者（異動）届
- ③ 標準報酬月額算定基礎届・月額変更届
- ④ 産前産後休業・育児休業取得者申出書
- ⑤ 傷病手当金の支給申請書
- ⑥ その他多数

国の機関である各省庁間のネットワークがつながります。

平成29年7月から、地方公共団体との情報連携について運用が開始されます。

当社会保険労務士法人酒井事務所では、更なるセキュリティ対策として、次のような施策を講じまたは準備しています。

- ① 顧問先が、当事務所のセキュリティ体制を確認し、監督できるという契約内容を準備すること
- ② マイナンバー取扱規程を策定すること
- ③ 今後策定される新たな社労士版ガイドラインに沿った対策を講じること
- ④ 新SRP認証制度（社会保険労務士個人情報保護事務所認定制度）の認証を受けること